大分市国民保護計画

大 分 市

令和元年6月

目 次

◎ 大分市国民保護計画

第1編	総論	
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	大分市地域防災計画等との整合性の確保	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態の想定	14
2	緊急対処事態の想定	15
3	NBC攻撃 ·····	16
第2編 平	革素からの備えや予防	
第1章	組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第1	市における組織・体制の整備	19
1	市の各部課室における平素の業務	19
2	市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	消防機関の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	県との連携	21
3	近隣市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4	指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5	ボランティア団体等に対する支援	23
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24

2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修及び訓練	26
1	研修	26
2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28
2	動物の保護等に関して配慮すべき事項	29
3	避難実施要領のパターンの作成	29
4	救援に関する基本的事項	29
5	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
6	避難施設の指定への協力	30
7	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	市における備蓄	32
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
3	各家庭、職場での備蓄	33
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編 词	武力攻撃事態等への対処	
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	事態認定前における連絡本部の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部の設置	38
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	44
1	国・県の対策本部との連携	44
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への設置要請等	44
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	45
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45

6	市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
7	ボランティア団体等に対する支援等	46
8	住民への協力要請	47
第4章	警報及び避難の指示等	48
第1	警報の伝達等	48
1	警報の内容及び通知	48
2	警報の内容の伝達	48
3	緊急通報の伝達及び通知	49
第2	避難住民の誘導等	50
1	避難の指示の通知・伝達	50
2	避難実施要領の策定	50
3	避難住民の誘導	52
第3	武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類	56
1	武力攻撃事態等に応じた避難形態の分類	56
2	避難実施要領のパターン分類	57
第5章	救援	60
1	救援の実施	60
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	61
第6章	安否情報の収集・提供	66
1	安否情報の収集	66
2	県に対する報告	66
3	安否情報の照会に対する回答	66
4	日本赤十字社に対する協力	67
第7章	武力攻撃災害への対処	68
第1	武力攻撃災害への対処	68
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2	武力攻撃災害の兆候の通報	68
第2	応急措置等	68
1	退避の指示	69
2	警戒区域の設定	70
3	応急公用負担等	71
4	消防に関する措置等	71
第3	生活関連等施設における災害への対処等	73
1	生活関連等施設の安全確保	73

2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	73
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	74
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	74
1	武力攻撃原子力災害への対処	74
2	NBC攻撃による災害への対処	75
第8章	被災情報の収集及び報告	79
1	被災情報の収集	79
2	被災情報の報告	79
3	情報の提供	79
第9章	保健衛生の確保その他の措置	80
1	保健衛生の確保	80
2	廃棄物の処理	80
第10章	国民生活の安定に関する措置	82
1	生活関連物資等の価格安定	82
2	避難住民等の生活安定等	82
3	生活基盤等の確保	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理	84
第4編 後	复旧等	
第1章	応急の復旧	87
1	基本的考え方	87
2	公共的施設の応急の復旧	87
第2章	武力攻撃災害の復旧	88
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	89
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	89
2	損失補償及び損害補償	89
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	89
4	起債の特例	89
第5編	緊急対処事態における対処	
ر رور 1	緊急対処事態 ·····	91
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	
_		

第1編総論

第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の「国民の保護に関する計画」の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関 する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定及び平成 29 年 12 月 19 日内容変更の閣議決定。以下「基 本指針」という。)及び県の「国民の保護に関する計画」(以下「県国民保護計画」という。)を 踏まえ、市の「国民の保護に関する計画」(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民 の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」 という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合 的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成しなければならない。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市 が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について 定める。

2 市国民保護計画の構成

- (1) 市国民保護計画は、以下の各編により構成する。
 - 第1編 総論
 - 第2編 平素からの備えや予防
 - 第3編 武力攻撃事熊等への対処
 - 第4編 復旧等
 - 第5編 緊急対処事態における対処

資料編

(2) 本計画を補完するものとして、「大分市国民保護避難マニュアル」を別途定める。

3 大分市地域防災計画等との整合性の確保

市においては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、大分市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、市国民保護計画とはその対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、市国民保護計画、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一 的な運用ができるように配慮するものとする。また、市国民保護計画に定めのない事項について は、市地域防災計画等の例による。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

なお、市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

- ア 大分市国民保護協議会条例(資料編 P 110 参照)
- イ 大分市国民保護協議会運営要領(資料編P111参照)

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される 国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、外国人への国民保護措置の適用については、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性

を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

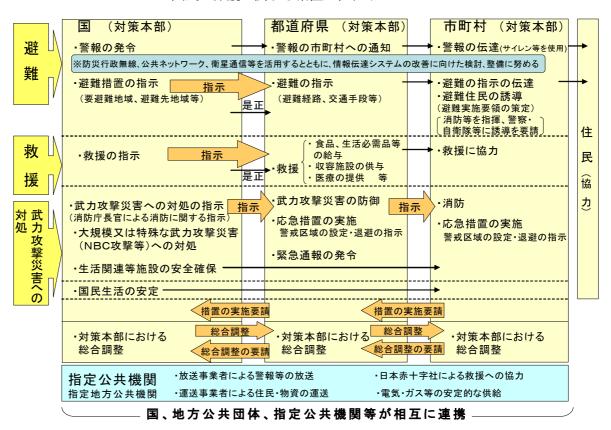
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

(1) 国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



(2) 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱	
	1 市国民保護計画の作成	
	2 市国民保護協議会の設置、運営	
	3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営	
1. /\ 	4 組織の整備、訓練	
大 分 市	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の	
	住民の避難に関する措置の実施	
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置	
	の実施	

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武		
+ /\ ±	力攻撃災害への対処に関する措置の実施		
大分市	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施		
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

(3) 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 県国民保護計画の作成に関すること
	2 県国民保護協議会の設置、運営に関すること
	3 県国民保護対策本部及び大分県緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること
	4 組織の整備、訓練に関すること
	5 警報の通知に関すること
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超え
	る住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施に関すること
大 分 県	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の
八刀原	実施に関すること
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、
	保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実
	施に関すること
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する
	措置の実施に関すること
	10 交通規制の実施に関すること
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関すること

(4) 指定地方行政機関の事務

機関の名称		事務又は業務の大綱
	1	管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
九州管区警察局	2	他管区警察局との連携
	3	管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
	4	警察通信の確保及び統制
力 川(大海) 戸	1	所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
九州防衛局	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整

	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
九州総合通信局	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
	1 地方公共団体に対する災害融資
十 171日十三久 日	2 金融機関に対する緊急措置の指示
九州財務局	3 普通財産の無償貸付
	4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	輸入物資の通関手続
	1 医療の指導及び監督
九州厚生局	2 感染症の発生及びまん延の防止
	3 保健衛生の確保
大分労働局	被災者の雇用対策
4. 以曲元6日	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
九州農政局	2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
	1 救援物資の円滑な供給の確保
九州経済産業局	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
九州産業保安	1 鉱山における災害時の応急対策
監督部	2 危険物等の保全
	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
九州地方整備局	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
	3 港湾施設の応急復旧
	1 運送事業者への連絡調整
九州運輸局	2 運送施設及び車両の安全保安
十四元 ·	1 飛行場使用に関する連絡調整
大阪航空局	2 航空機の航行の安全確保
福岡管区気象台 気象状況の把握及び情報の提供	
	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
第七管区	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等
海上保安本部	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害へ
	の対処に関する措置
	

(5) 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護
航空自衛隊	措置の支援等

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱		
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急		
	通報の内容		
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送		
建 丛 学术 有	2 旅客及び貨物の運送の確保		
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力		
电风进行学来任	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い		
電気事業者	電気の安定的な供給		
ガス事業者	ガスの安定的な供給		
日本郵便株式会社	郵便の確保		
病院その他の	医療の確保		
医療機関			
道路の管理者	道路の管理		
日本赤十字社	1 救援への協力		
口本が十十年	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答		
	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節		
日本銀行	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序		
	の維持		

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

- 本市は大分県の中央部に位置し、その広ぼうは、面積 502.39 km、東西 50.8 km、南北 24.4 kmに及び、東に佐賀関半島が突出し、別府湾から豊後水道に面する海岸線が東西に長く、周囲は高崎山(628m)をはじめとする山地に囲まれる。
- 市街地は、大分川、大野川等の下流域に発達した低地及び三角洲、海岸平野等の標高3~ 20mの一帯に大野平野が広がり、都市基盤施設が形成される。
- 市の位置については、以下のとおり。

極東 北緯 33 度 16 分 47 秒 東経 131 度 57 分 46 秒 (高島)

極西 北緯 33 度 05 分 31 秒 東経 131 度 25 分 07 秒 (大字今市字尾崎)

極南 北緯 33 度 04 分 11 秒 東経 131 度 28 分 18 秒 (大字高原字高沢山)

極北 北緯33度17分24秒 東経131度56分00秒(牛島)

○ 地形は、大別して山地、台地・丘陵地、平野の3つに区分される

ア山地

山地は、大別して北西方の鶴見岳 (1375m) から連なる小鹿山 (728m)、高崎山 (628m) の高崎山大起伏山地、南部に位置する鎧ヶ岳 (847m)、御座ヶ岳 (797m)、本宮山 (608m)、霊山 (596m)、等の大野中起伏山地、さらには、東部の標高 400m~500mを有する佐賀関 小起伏山地に区分される。

これらの山地を開析して大小多くの河川が東流、北流して流れ、本県を代表する大分川、大野川等が市域を貫流し、大分市街地の沖積平野を形成している。

イ 台地・丘陵地

台地・丘陵地は、大分川、大野川沿いに散在しており、溶岩、火成砕屑岩、火山灰砂、砂礫層などで構成される。台地・丘陵地は、近年の土地利用の高度化による市街地化が著しく進行してきている。

ウ 平野

県下では県北の中津平野に次いで大きな大分平野は、大分川、大野川の下流域に形成され、 東西約25km、南北15kmにおよび、大分・鶴崎低地、大在低地、埋立地等に分けられる。こ のような中、大分市街地は、大分川、大野川が貫流する低平地部に開かれた環境に立地して いる。

(2) 土地利用等社会条件

- 市域には大分川、大野川の2つの一級河川があり、この河川沿いに広大な大分平野が形成され、ここに市街化が集中し、更に周辺の台地や丘陵地には、大規模な住宅団地が造成されており、市街化の拡大が続いている。
- 市は、古くから政治、経済、交通等の要衝として栄え、主要施設が集積する中核都市として発展してきた。また、佐賀関町と野津原町との合併を経て、広域的に都市機能が拡散してきている。
- 沿岸部には、新産業都市建設計画により埋立地が造成され、石油基地、火力発電所、製鉄 所等が立地し、九州屈指の臨海工業地帯を形成しており、大分地区石油コンビナート等特別 防災区域にも指定されている。
- 市街地の周辺には、河川沿いの低地から丘陵部、台地にかけて農地が存在するものの、市 域の多くが山地であるため、耕地面積は狭い。
- 市の土地利用は、約 41.6%を山林で占められ、次いで、約 24.1%の宅地、約 20.2%の耕地 (田 11.4%・畑 8.8%) 等に分類、利用されている。

【土地利用面積(平成29年1月) 2018大分市 市勢要覧】

区分	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他	総面積
面積(千㎡)	67, 267	31, 957	24, 554	116, 233	21, 104	116	18, 376	39	279, 646
%	24. 1	11. 4	8.8	41.6	7. 5	0.04	6. 5	0.01	100

(3) 気候

- 〇 市は、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属し、沿岸部では年平均気温が 16 C以上と 気候に恵まれている。 1 月の平均気温は 6.2 C、 8 月の平均気温は 27.3 Cで、気温の年較差 は 21.1 Cと比較的夏は涼しく冬は暖かい地域である。
- 年間平均降水量は、1,600 mm程度、年平均風速は、2.6 %で、1年を通し南風が最多風向となるが、冬は北西、夏は南よりの季節風が多くなる。また、10 %以上の風は秋と冬に多い。
- 各種の拡散物質を考慮し、風向・風速は地域別または時期による変動を考慮する必要もある。

【気象一覧】

気象の内容	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	6. 2	6. 9	9. 7	14. 5	18.8	22. 4	26. 5	27.3	23. 9	18.6	13. 4	8. 5	16. 4	1981-2010
日最高気温 の平均	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	10. 5	11.1	14. 1	19. 3	23. 5	26. 5	30. 6	31.8	28. 0	22.9	17.9	13. 0	20.8	1981-2010
日最低気温 の平均	$^{\circ}\!$	2. 2	2. 7	5. 4	9.9	14. 5	18. 9	23. 2	23.8	20. 5	14. 5	9. 1	4. 1	12. 4	1981-2010
平均雲量		5. 7	5. 9	6. 3	6. 3	6.8	7. 9	7. 0	6. 3	6.8	5. 7	5. 5	5. 1	6. 3	1981-2010
最多風向		南	南	北北西	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	1981-2010
平均風速	m/s	3. 0	2. 9	2. 7	2. 6	2. 4	2. 2	2. 2	2. 5	2. 4	2. 5	2. 7	2. 9	2.6	1981-2010
降水量の 合計	mm	45. 4	65. 2	112. 1	129. 3	150.3	273.8	252. 5	172. 2	219. 5	120. 9	69. 1	34. 4	1644. 6	1981-2010
日照時間の 合計	h	150. 1	148.9	164.8	186. 0	187. 3	146. 2	183. 6	207. 3	154. 2	168. 0	149. 0	156. 5	2001. 8	1981-2010

(4) 人口分布

- 市の人口は、人口約 479 千人、世帯数は約 220 千世帯(平成 30 年 8 月市統計調査資料)である。また、要支援者となる高齢者人口(65 歳以上)の割合は 120 千人(25.1%)と高齢化を示している。昼間人口率は、101.7%と周辺からの通勤・通学者も多いことがわかる。
- 地区別人口は、大分、稙田、鶴崎の順に多く、国道や鉄道沿線の利便性の高い都市部では 人口が集積する一方で、山間地では、人口減少とともに高齢化が進んでいる。

【地区別人口と年齢別構成(平成30年9月 住民基本台帳)】

区分	大分	鶴崎	大南	稙田	大在	坂ノ市	佐賀関	野津原	明野	計
人口(千人)	206. 2	78. 1	27. 3	81. 8	28. 7	19. 5	8. 6	4. 3	24. 4	478. 9
65 歳以上	24. 2	23, 9	28. 4	32. 9	17. 1	24. 6	54. 1	44. 2	26. 5	26. 3
人口比(%)	24.2	23. 9	20.4	32.9	17.1	24.0	34.1	44. 2	20. 5	20. 3

(5) 道路

- 高速道路として、北九州市方面から鹿児島県方面へと続く東九州自動車道が横断する。
- 東西の都市内交流軸を形成する地域高規格道路「大分中央幹線道路」や、周辺都市と接続する主要な骨格道路網として、別府市、臼杵市、佐伯市への国道 10 号をはじめ、由布市への国道 210 号、竹田市、豊後大野市への地域高規格道路「中九州横断道路」、国道 442 号及び県道久住高原野津原線、臼杵市への国道 197 号経由国道 217 号及び県道臼杵坂ノ市線があり、これらの道路のほかに、県道等の主要な道路が市域内に放射型と環状型の交通ネットワーク網を形成している。

(6) 鉄道

○ 鉄道は、市域の沿岸部を東西方向にJR日豊線が福岡方面から宮崎方面へ、JR豊肥本線が南北に熊本方面へ、JR久大本線が南西方向に福岡方面へ走り、市内及び近隣の主要な都市との交通機能を担っている。

(7) 港湾

- 港湾施設は、九州の東の玄関口として大分港が整備され、旅客船・貨物船の主な港湾として成長し続けており、海上交通の要衝を担っている。なお、大分市内には大分港及び佐賀関港があり、大分県が管理を行っている。
- 大分港西大分地区からは、神戸へ「フェリーさんふらわあ」が1日1便就航しており、平成28年度末に本地区-7.5m岸壁を耐震強化護岸に改良する工事が完成した。
- 大分港大在地区には、5万トン級コンテナ船に対応できる大在コンテナターミナルがあり、 総面積は22万㎡で4,755TEUの蔵置能力を有し、水深14m、延長280mと、水深10m、延長 170mの2つの岸壁を備え、2基のガントリークレーンをはじめ、365日24時間稼働体制で 夜間作業に対応できる施設などが整備されている。

また、関東向けのRORO船が週9便運航している。

○ また、佐賀関港では、大分市佐賀関と四国愛媛県三崎間を1日16便の「国道九四フェリー」 が約70分の短時間で就航している。

(8) 空港

○ 空港施設は、大分県の北部の国東市に大分空港が位置し、海上空港として、国内線並びに 韓国(ソウル)への国際線が就航している。大分市から陸路約52kmの距離にあり、大分駅等 からの1日36便の特急バスにより、空路と連絡している。(所要約1時間)

【市域の概略】



(9) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、大分市内に自衛隊大分地方協力本部と陸上自衛隊大分弾薬支処が所在する。また、別府市及び由布市などの隣接市や玖珠町に陸上自衛隊駐屯地、佐伯市に海上自衛隊佐

伯基地分遣隊が所在する。

(10) 危険物施設等

- 原子力事業所は、市に存在しないものの、石油コンビナート等災害防止法で指定されている特定事業所等が存在する。
- 石油化学コンビナート等の特別防災区域をはじめ、ガス・液化石油ガス・毒物劇物貯蔵取 扱所や工場並びに給油施設等が点在し、石油類の可燃物液体及び可燃性高圧ガス等の危険物 が貯蔵され、取り扱われている。

(平成30年度版 消防年報)

政令届出施設	数	量	(施設)
危険物施設			2, 103
少量危険物施設			1, 778
指定可燃物施設			578
圧縮アセチレンガス貯蔵取扱所			18
液化石油ガス貯蔵取扱所			1, 607
毒物及び劇物貯蔵取扱所			76

第5章 計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態の想定

この計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特 徴 留意点 ・ 船舶による場合 ・ 事前準備が可能であり、先行避難が必要 沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい ・ 広域避難の混乱発生防止のため、対策本部長の調整のもと、避難 ・ 航空機による場合 経路の確保、交通規制の実施 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい ・ 都道府県の区域を超える避難の場合は、対策本部長は、関係都道 国民保護措置の実施地域 府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等に 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 ついて避難措置の指示を実施 · 被害 ・ 国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火災な ・避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保 できるよう、あらかじめ供給・調達体制の整備

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
特 徵	留意点
・ 突発的な被害の発生の可能性	・ 武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難
・ 都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子	地域の住民の速やかな避難
力関連施設への注意が必要	・ 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後
・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般	安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要
的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっ	・ 都道府県知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、
ては、大きな被害が生ずるおそれがある(生活	武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、住民の危険防止のための
関連等施設の被害)	緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警
・ NBC兵器やダーティボム	戒区域の設定等時宜に応じた措置
(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)が使	
用されることも想定	

(3) 弾道ミサイル攻撃

(の) 汗退へ / 1/で入事	
特 徴	留意点
・ 発射段階での攻撃目標の特定が極めて困難で	・ 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
あり、短時間で着弾	・ 発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示
・ 弾頭の種類 (通常弾頭、NBC 弾頭) を着弾前	を実施
に特定するのが困難	・ 当初は屋内退避を指示、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、
	弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施

(4) 航空攻撃

特 徴	留 意 点
・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕が	・ 攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲
あるものの、あらかじめ攻撃目標を特定するこ	に指示の必要
とが困難	・ 屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の
・ 都市部の主要施設やライフラインのインフラ	堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避
施設が目標	難
・被害は、家屋破壊、火災など	・ 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難
	・ 生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡
	大の防止が必要

2 緊急対処事態の想定

緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

項目	類型別	形態	主な被害の概要
	危険性を内在す	・ 原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等の放出、汚染された飲食物等の
	る物質を有する施		摂取により被ばくする
	設等に対する攻撃	・ 石油コンビナート、可燃	・爆発及び火災による住民への被害や社会経済活動へ
攻		性ガス貯蔵施設等の爆破	の支障が生ずる
撃		・ 危険物積載船への攻撃	・ 危険物の飛散による住民への被害が発生するととも
対 象			に、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等による社
施			会経済活動への支障が生ずる
設等		ダムの破壊	・ 下流域へ及ぼす被害は、多大なものとなる
,	多数の人が集合	・大規模集客施設の爆破	・ 爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合に
	する施設、大量輸	・ターミナル駅等の爆破	は人的被害は多大なものとなる
	送機関等に対する	・ 列車等の爆破	
	攻撃		
	多数の人を殺傷	・ダーティボム等の爆発に	・ ダーティボム等の爆発による被害は、爆弾の破片等
	する特性を有する	よる放射能の拡散	による被害並びに熱及び炎による被害等である
	物質等による攻撃		・ 放射線によって後年、ガンを発症することもある
攻		・炭疽菌等生物剤の航空機	・ 人に知られることなく散布が可能であり、被害の態
撃		等による大量散布	様は生物剤によって異なる
手			・ 人を媒体とする生物剤の場合は、二次感染による被
段			害の拡大が考えられる
		・市街地等におけるサリン	・ 周期の有無等その性質は、化学剤によって異なる
		等化学剤の大量散布	・ 被害の範囲は、地形、気象等により変わる
		・水源地に対する毒素の混入	

破壊の手段とし	・ 航空機等による多数の死
て交通機関を用い	傷者を伴う自爆テロ
た攻撃等	・ 弾道ミサイル等の飛来

・ 爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場 合には人的被害は多大なものとなる

3 NBC攻撃

NBC攻撃(核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。)は、特殊な対応が必要であり、留意点等については、以下に定めるとおりである。

(1) 共通の留意点

- ・ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の 確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる
- ・ 消防機関、都道府県警察は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- ・ 関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる
- ・ 避難住民誘導の際は、風下方向は避け、皮膚の露出を極力抑えさせる
- ・ 外気からの密閉性の高い屋内の部屋等への避難
- ・ 特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応 能力の向上を図る
- ・ 国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに実施

(2) 核兵器等の場合

- ・ 避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ば くを抑制
- 汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等による内部被ばくを防止
- ・ 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域は、堅ろう牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じ、放射線の影響を受けない安全な地域への避難誘導
- ・ 医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣
- ・ 被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行い、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施

(3) 生物兵器の場合

- ・ 人に知られることなく散布が可能、二次感染の拡大防止が課題
- ・ 国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域の特定

- ・ 感染源となった病原体の特性に応じた医療活動の実施、感染者の入院、治療によるまん延防 止
- ・ 国民に必要なワクチン接種とそれに関する情報についての広報
- ・ 医療関係者に対する天然痘等のワクチン接種等所要の防護措置の実施

(4) 化学兵器の場合

- ・ 迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大防止措置の迅速な実施
- ・ 早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施



第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務(各対策部・各班)

市の各部課室は、第3編第2章1(3)による担当業務について、体制の整備等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集(総合統括部)

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期し、武力攻撃事態等に対処するため、必要な職員を迅速に参集する。

なお、勤務時間外については自主参集、本庁衛士からの連絡、緊急時職員参集システム、連絡 網により参集するものとする。

(2) 24 時間即応体制の確立(総合統括・消防対策部)

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある ため、消防局との連携を図り、速やかに連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等 (総合統括部)

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける以前の段階においても、市対策本部と同様の組織・体制を整備する。

3 消防機関の体制(消防対策部)

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等(総合統括・物資支援・被災者救援・住宅対策・社会基盤対策部)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】(国民保護法)

【自以・八田川小皿・八人川でかる」が、京日 先』(自八八版内)					
手続項目					
	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)	商工労政課			
損失補償	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第2項)	向上刀以床			
(法第159条第1項)	土地等の使用に関すること。 (法第82条)	税制課			
(公州103米州17)	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	1			
損害補償	国民への協力要請によるもの	+=+ [/ □ /-±==			
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	福祉保健課			
不服申立てに関す	総務課				
訴訟に関すること。	(法第6条、175条)	小心分形术			

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等(総合統括部)

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有(被災者救援・物資支援部)

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を 図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議(総合統括部)

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携(社会基盤対策部)

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

|3 近接市町村との連携(総合統括・消防対策部)

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されてい

る市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、 避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

- ア 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- イ 中核市災害相互応援協定
- ※市地域防災計画資料編(応援協定等)参照

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図り、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互 応援体制の整備を図る。

- ア 大分県常備消防相互応援協定書
- イ 大分県消防団相互応援協定書
- ウ 大分県防災ヘリコプター応援協定
- ※市地域防災計画資料編(応援協定等)参照

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関・指定地方公共機関の連絡先の把握(総合統括部)

市は、区域内の指定公共機関・指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携(保健医療・消防対策部)

市は、武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等(総合統括・被災者救援・社会基盤対策部)

市は、関係機関から住民への情報伝達、物資及び資材の供給、避難住民の移送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

- ア 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
- イ 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定
- ウ 災害時における緊急放送の要請に関する協定書
- ※市地域防災計画資料編(応援協定等)参照

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援(総合統括・地域対策部)

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援(被災者救援部・大分市社会福祉協議会) 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア 関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、 その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備(総合統括・消防対策部)

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された大分地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保(総合統括・消防対策部)

市は、武力攻撃災害発生時において情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を 含めた管理・運用体制の構築を図る。

- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系 統による伝送路の他ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体 制の整備を図る。
- ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を 図る。
- エ 武力攻撃災害において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設

備を定期的に総点検する。

② 運用面

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の 整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源 供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施 を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保 等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関 する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、 円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに高齢 者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では 情報の入手が困難と考えられるものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体 制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、 武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のための必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制の整備(総合統括・地域対策・被災者救援部)

市は、県から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、防 災のための連携体制を活用するとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう 事前に説明や周知を図る。この場合において、特に住民への情報伝達にあたっては防災のための 情報伝達体制を活用するとともに自治委員、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協 会等と連携し、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(その際、自治委員、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を 考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の管理・運用 (総合統括部)

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる全国瞬時警報システム (J-ALERT)と連動した同報系防災行政無線の的確な管理・運用に努めるとともに、既存 の地域防災無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携(総合統括部)

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて大分海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知(総合統括・消防対策部)

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付 消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分 な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたとき、迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して伝達先を定めておくものとする。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みを広報すること等により、協力が得られやすくなるような 環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式 (総合統括・地域対策・被災者救援部)

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する安否情報収集様式(様式第1号及び第2号)により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

※安否情報収集様式第1~2号(資料編P98~P99参照)

(2) 安否情報収集のための体制整備(総合統括・地域対策部)

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握(被災者救援部)

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備(総合統括部)

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

※被災情報の報告様式(資料編P103参照)

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修(総合統括部)

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修

等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うよう努める。

※【国民保護ポータルサイト】

URL http://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】

URL http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練(総合統括・消防対策部)

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・ 自治会の協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応 が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル 等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に 関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基本的資料の収集(総合統括部)

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市との連携の確保(総合統括部)

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市と、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮(被災者救援部)

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難 について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行 動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者 支援班」を迅速に設置できるよう留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、 避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録す るものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、 市は、避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらか じめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者) に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保(総合統括・被災者救援・物資支援・社会基盤対策部)

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携(総合統括・児童・生徒対策部)

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位等により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 国との連携(総合統括部)

自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、市内に所在する自衛 隊施設の周辺地域における住民の避難については、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当 たって、市は平素から県を通じて国(防衛庁等)との密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態 等において市が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、県を通じ国に対して 必要な調整を求めるものとする。

2 動物の保護等に関して配慮すべき事項(保健医療・社会基盤対策部)

市は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置 の実施に努めるものとする。

(1) 危険動物等の逸走対策

ア 市は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第16条の規定等に基づき、 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所 有者、飼育状況等について、あらかじめ把握するよう努める。

イ 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制及び関係機関との役割分担について、あらかじめ整備するよう努める。

(2) 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

ア 市は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等で飼育又は保管されていた家 庭動物等の適切な飼育又は保管の活動への支援や、動物愛護センター等の活用等の措置に関し、 連絡体制の整備や関係機関との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備するよ う努める。

イ 市は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護を行うためにケージ (おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取り組み (関係する企業等の連絡先の把握その 他の供給・調達体制の整備)を行うよう努める。

|3 避難実施要領のパターンの作成(総合統括・地域対策・被災者救援・消防対策部)|

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

4 救援に関する基本的事項(被災者救援部)

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市域内において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合を鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、関係機関との連携体制を確保する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等(物資支援部)

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域内に係る運送経路の情報を共有する。

6 避難施設の指定への協力(総合統括部)

- (1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報 を提供するなど県に協力し、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して住民に避難施設の周知を行う。
- (2) 避難施設の指定のための情報提供にあたり留意すべき事項
 - ア 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設の情報を提供するほか、応急仮設住宅等の建 設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設につい ても情報提供すること。
 - イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート作り等の堅 ろうな建築物や地下駐車場、地下道等の地下施設の情報を提供すること。
 - ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の 収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、また、できるだけ多くの施 設の確保に努めること。
 - エ 危険物等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設ではないこと。
 - オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の 受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備であること。
 - カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にあること。

7 生活関連等施設の把握等(上下水道対策・消防対策部)

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生 活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

なお、市は、水道事業者として被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な 検討をおこなうものとし、施設の応急復旧に関しても、あらかじめ事業者間の広域応援体制を整備 する。 水道事業に関する主要な応援協定は、以下のとおり。

- ア 日本水道協会九州地方支部災害時における相互応援に関する協定
- イ 大分市水道局と大分市管工事組合との災害時の応急活動の協力に関する協定書
- ※市地域防災計画資料編(応援協定等)参照

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 (総合統括・物資支援部)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物 資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措 置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必 要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材 を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあら かじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

- ア 食料、飲料水、生活必需品備蓄状況 ※市地域防災計画資料編(災害応急対策計画資料)参照
- イ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
- ウ 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定 ※市地域防災計画資料編(応援協定等)参照

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材(被災者救援・保健医療・消防対策部)

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、 国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊 な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、 国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び 県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の 拡大を防止するための除染器具など。

(3) 県との連携(総合統括部)

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等(各対策部)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産 登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用し つつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3 各家庭、職場での備蓄

市は、市民が各家庭、職場において、食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する啓発と連携を図りつつ、自主防災組織等を通じて備蓄に関する啓発に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、 武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態 等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 (総合統括部)

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携 (総合統括・消防対策部)

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育(児童・生徒対策部)

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発(総合統括・消防対策部)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、我が国に対する弾道ミサイル飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに 住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどか ら身を守るために」など)に基づき、避難マニュアル(「大分市国民保護避難マニュアル」(別に 定める))を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防局などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。 (「武力攻撃事態やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料も活用する。)

※「武力攻撃事態やテロなどから身を守るために」: 内閣官房国民保護ポータルサイト参照 URL http://www.kokuminhogo.go.jp/ 第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊されること等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供 された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要と なることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、 その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、大分市国民保護対策本部(以下 「市対策本部」という。)が設置される前の初動連絡体制として、大分市緊急事態連絡本部(以下「連 絡本部」という。)を設置して、関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行うものとする。

1 事態認定前における連絡本部の設置等及び初動措置

(1) 連絡本部の設置等

市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合(住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合を含む)においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、速やかに本庁舎8階大会議室に連絡本部を設置する。また、県が連絡本部を設置した場合にも、同様に連絡本部を設置する。

ア 組織及び業務内容

- (ア) 連絡本部
 - ① 連絡本部長

連絡本部の本部長(以下「連絡本部長」という。)は、市長をもって充て、連絡本部の 事務を総括する。

② 連絡副本部長

連絡本部の副本部長(以下「連絡副本部長」という。)は、副市長をもって充て、連絡本部長に事故があったときは副市長(総務部担当)、副市長(総務部担当外)、総務部長、総務部審議監又は次長(防災危機管理担当)、総務部防災局長、防災危機管理課長の順で、その職務を代理する。

③ 連絡本部員

連絡本部員は、市対策本部の各対策部長(後述)をもって充てる。

(イ) 総合情報室

緊急事案や国による武力攻撃事態等の認定等に関する情報等を一元的に掌握し、国民保護措置の実施が必要となった場合に、これを円滑に実施するため、連絡本部に総合統括部をその下に総合情報室を設置し、市災害対策本部に準じた編成とする。

(ウ) 連絡本部会議

連絡本部長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、連絡本部長、連絡副本部長、連絡本部員及びその他必要なものを構成員とする連絡本部の会議(以下「連絡本部会議」という。)を設置する。

連絡本部会議における協議・報告事項は次のとおりとする。

- ① 武力攻撃事態等のおそれのある状況等の把握に関する事項
- ② 避難実施要領の策定準備に関する事項
- ③ 関係所属相互の調整事項
- ④ 関係機関との連携に関する事項
- ⑤ 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
- ⑥ その他情報の収集連絡等に関する事項

(エ) 部及び班

市災害対策本部に準じて編成する。

※連絡本部の構成等(資料編P104参照)

- イ 連絡本部は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共 機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに連絡本部を設置 した旨について、県に連絡を行う。
- ウ 緊急事案が集結した場合、又は武力攻撃事態等が終結した場合は、連絡本部を廃止する。

(2) 初動措置の確保

市は、連絡本部を通じて、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。市は、警察官職務執行法や災害対策基本法等に基づき、警察官、海上保安官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

市連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行

するとともに、市連絡本部は廃止する。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を各対策部に対し周知徹底するとともに、市 対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講 じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものと する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合において、市が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、前記と同様に連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制 の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域内において事案が発生した場合に迅速 に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

なお、市対策本部に関し必要な事項は、別途条例で定める。

※大分市国民保護対策本部及び大分市緊急対処事熊対策本部条例(資料編P113参照)

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。(事前に連絡本部を設置していた 場合は、市対策本部に切り替えるものとする)

ウ参集

全職員は、国からの市対策本部を設置すべき市の指定の通知を覚知した場合は、自主的に参集を行うものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する職員は、参集対象から除外することができる。この場合において、職員は所属長等にその旨を連絡し、逐次状況報告を行い、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が、療養中または災害により傷病の程度が重症となった場合
- ② 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- ③ 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼する恐れがある場合
- ④ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、職員の介護や保護がなければ、その ものの最低限の生活が維持できない場合
- ⑤ 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産 の安全が確保できない場合

なお、防災危機管理課職員は、参集後直ちに市対策本部員に対し連絡網等を活用し、各職 場に参集するよう連絡を行う。

エ 市対策本部の開設

総合統括部の職員は、本庁舎8階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に 必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態

を確認する。(本庁舎が本部機能を果たせない場合は、第2庁舎での本部設置を検討) 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、交代要員の確保、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、本庁舎が被災した場合等、市対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、ホルトホール大分、稙田市民行政センター、鶴崎市民行政センターを市対策本部の予備施設として、あらかじめ指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、市長は知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合において、市における国民保 護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に 対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

ア 市対策本部

- ① 市対策本部長
 - 市対策本部の本部長(以下「市対策本部長」という。)は、市対策本部の事務を総括する。
- ② 市対策本部副部長

市対策本部の副本部長(以下「市対策副本部長」という。)は、副市長をもって充て、市 対策本部長に事故があったときは、副市長(総務部担当)、副市長(総務部担当外)、総務部 長、総務部審議監又は次長(防災危機管理担当)、総務部防災局長、防災危機管理課長の順で、 その職務を代理する。

③ 本部員

本部員は、市対策本部の各対策部長をもって充てる。

イ 対策本部会議

① 国民保護措置の総合的推進に関する事項を協議するため、市対策本部長、市対策副本部長、本部員及びその他必要な者を構成員とする対策本部の会議(以下「対策本部会議」という。)を設置する。

なお、市対策本部長は、国の職員、県の職員、その他本市以外の市町村の職員及び市長が 必要と認める関係者を対策本部会議に出席させることができる。

- ② 対策本部会議において処理すべき事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 国の指示に関する事項
 - (4) 市域内における被災状況及び安否情報の把握に関する事項
 - (ウ) 避難実施要領の策定に関する事項
 - (エ) 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項
 - (オ) 市対策本部内の各対策部相互の調整に関する事項
 - (カ) 県、他市町村及び関係機関に対する応援要請に関する事項

(キ) その他国民保護措置に関する必要な事項

ウ総合情報室

- ① 対策本部会議の事務処理及び武力攻撃災害に関する情報を一元的に掌握し、国民保護措置を円滑に実施するため、市対策本部に防災危機管理統括者(総務部担当副市長)を長とする総合統括部を、その下に総合情報室を設置し、室長に総務部審議監又は次長、室員に防災危機管理課職員及び別に定める職員をもって充てる。
- ② 総合情報室の主な事務は、次のとおりとする。
 - (ア) 対策本部会議の事務処理に関する事項
 - (4) 被災状況及び住民の避難状況等の一元的な取集及び管理に関する事項
 - (ウ) 安否情報の収集管理に関する事項
 - (エ) 関係機関との連絡調整に関する事項
 - (オ) 各部にまたがる重要事項の連絡調整に関する事項
 - (カ) 他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関する事務
 - (キ) その他対策本部の運営に関し必要な事項

エ 対策部及び班

国民保護措置を総合的に推進するため、大分市災害対策本部(市地域防災計画参照)に準じて対策部及び班を設置する。

- ① 市対策本部の構成等(資料編P105参照)
- ② 各対策本部の名称及び事務分掌(資料編P106~108参照)

(4) 市対策本部における広報等(総合統括部)

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広聴広報体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、総合統括部に広報を 一元的に行う「広報責任者」を置く。

イ 広報手段

テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、大分市ホームページ、SNS、同報系防災行政無線等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸すること のないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市 長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 県と連携した広報体制を構築すること。
- 工 関係報道機関一覧表(資料編P95参照)

(5) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、 医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、以下の点に留意のうえ現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。特に、 避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関しては、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うものとする。
- イ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に設置が限られるものではなく、状況に応じて現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開く ことにより連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員に共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するものとするが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとし、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

なお、現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるため、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、 当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、加入電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線若しくはインターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応 急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じ総 務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信 運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信 を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 電気通信設備の優先利用

市は、緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者の事業用電気通信設備を優先的に利用し、又は警察、消防、海上保安部、自衛隊等の有線電気通信設備、無線設備を役務享受することができる。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携(総合統括部)

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

ア 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

イ 市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議 会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等(総合統括部)

(1) 知事等への措置要請

市は、市域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の 実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限 り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定 公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を 行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をで きる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(総合統括部)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊 の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、 市の区域を担当区域とする地方協力本部又は市の協議会委員たる隊員(第41連隊第4中隊長)を 通じて、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託(総合統括部)

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした うえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相 互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事(受援・市町村支援室)に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するとき は、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、 県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(総合統括部)

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政 機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機 関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方 公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。 (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等(各対策部)

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に 報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援(総合統括・地域対策部)

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治委員等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等(被災者救援部・大分市社会福祉協議会)

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係 団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティア への情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセ ンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図 る

(3) 民間からの救援物資の受入れ(被災者救援・物資支援部)

ア 市は、輸送拠点を開設する等、救援物資の受入れ、仕分け、払出し等を行うための体制の整備を行う。

- イ 救援物資は、団体や民間事業者から受け入れるものとし、個人からは原則として受け入れない。
- ウ マスコミ等を通して救援物資の要請を行う場合は、品目、数量、送付方法等を明確にして行 うものとし、併せて、救援物資の受入れに関する問い合わせ窓口を開設する。

8 住民への協力要請(総合統括・地域対策・被災者救援・保健医療・消防対策部)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住 民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の 安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、国民保護法に定める警報は、全国民を対象としたものであり、災害時の警報と異なり特定の 地域を対象とするものではない。

このため、国から県を通じて警報の通知を受けた場合は、直ちにその内容を市域内の全ての住民及 び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知しなけれ ばならないこととされている。

また、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当した場合は、優先的に通知が行われることとされている。

1 警報の内容及び通知(総合統括・消防対策部)

(1) 警報の内容

県から通知される警報の内容は、以下のとおり。

- ア 武力攻撃事態等の現状及び予測
- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ウ 上記のほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

- ア 市は、各支所、出先機関、市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知 する。
- イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (URL http://www.city.oita.oita.jp/) に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達(総合統括・地域対策・被災者救援・消防対策部及び関係機関)

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、 手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉 協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学 校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-

ALERT)等を活用し地方公共団体に伝達される。市は全国瞬時警報システム(J-ALER

- T) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で 吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめと する手段により、周知を図ることとするが、市が特に必要と認める場合には、サイレンを使用 して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などによる伝達以外の方法も活用する。

- ウ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、 緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に 掲載する等により、周知を図る。
- (3) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う とともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避 難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわ れるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、総合統括部と被災者救援部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他伝達方法は警報の発令の場合と同様とする。)

|3 緊急通報の伝達及び通知 |

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときに知事が行う緊急通報を受けた場合は、前述1(2)「警報の内容の通知」及び2「警報の内容の伝達」に準じて、緊急通報を住民や関係機関へ通知又は伝達するものとする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達(総合統括・地域対策・消防対策部)

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、 住民に対して迅速に伝達する。なお、県が通知する避難の指示の内容は、以下のとおり。
 - ① 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
 - ② 住民の避難先となる地域(避難先地域。避難の経路となる地域を含む)
 - ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
 - ④ 避難のため利用される主要な避難経路(国道、県道等)
 - ⑤ 避難のための交通手段その他避難の方法(徒歩、バス、鉄道等)
- (3) 市長は、知事から本市域が避難先地域(本県の他市町村の住民が避難する場合)又は受入地域 (他県の市町村の住民が避難する場合)である旨の通知があった場合は、避難住民を受け入れな いことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

2 避難実施要領の策定(総合統括及び関係対策部並びに関係機関)

(1) 避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

ア 避難実施要領に定める事項

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - 集合場所 ・集合時間 ・具体的な避難住民の移送手段や避難経路等
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ・職員の配置 ・職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等

- ③ 避難の実施に関し必要な事項
 - ・避難施設の名称、所在、連絡先等避難先地域の情報 ・携行品
 - ・服装に関する注意事項・追加情報の伝達方法等

イ 避難実施要領の策定の際の主な留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、以下の点に留意して記載する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ① 避難住民の携行品、服装
- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際に考慮すべき事項

ア 避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮のうえ策定する。

- ① 避難の指示の内容の確認地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
- ② 事態の状況の把握 警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘 案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による移送)
- ⑤ 移送手段が必要な場合は、移送手段の確保の調整 県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置

(7) 避難経路や交通規制の調整

具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整

⑧ 職員の配置

各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定

- ⑨ 関係機関との調整
 - 現地調整所の設置、連絡手段の確保
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

イ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめておくものとする。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を第1の2「警報の内容の伝達」に準じて、住 民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、 各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、各警察署長、大分海上保安部長及び自衛隊大分地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導(地域対策・消防対策部)

- ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態 等の推移、武力災害攻撃の発生状況、その他避難に資する情報を随時住民に提供し、混乱が生 じないよう配慮するものとする。
- イ 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮 し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を 単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ウ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に 当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ることとし、避

難先地域において避難住民の受入が完了するまで誘導を行うものとする。

- エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、ビブス又は腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- オ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、 避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備 するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- カ 避難住民を誘導する者の安全確保は、市の判断にゆだねられるが、事態の状況によっては、 現場で避難住民の誘導を指揮するものが判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動(消防対策部)

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、避難実施要領に基づく活動について、消防局長又は消防署長の管轄の下に行動する ものとし、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援 者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした 活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携(総合統括・消防対策部)

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下、「警察署長等」という。)に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請することができるものとし、要請した場合、知事に対してその旨を通知するものとする。

警察署長等は、警察官等が避難住民を誘導しようとするときに、避難実施要領に沿って避難住 民の誘導を円滑に行うことができるよう、あらかじめ市長と協議し必要な措置を講じるものとす る。

なお、警察官等が避難住民を誘導しているときは、市長は、警察署長等に対して、その実施状況について必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命、身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市は、事態の状況や避難誘導の状況の変化に迅速に対応し、避難誘導・交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整や情報共有を行うため、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請(総合統括・地域対策部)

市は、避難住民の誘導に当たっては、自治委員や自治会、自主防災組織等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供(総合統括・被災者救援・保健医療・物資 支援部)

市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品及び飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るとともに、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮(被災者救援部)

市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会 福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して避難行動要支援者への 連絡、移送手段の確保を的確に行うものとする。

(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会 福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも 多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋 内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

また、病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在 している施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは拡声装置等による警報、避難方法等の 伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助並びに車 両による搬送など避難が円滑に行われるようできるだけの措置を講ずる。

また、施設の管理者及び市のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、 県、県警察、海上保安部及び自衛隊に協力を要請する。

(7) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応(地域対策・消防対策部)

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる残留者に対しては、事態の状況等に関する情報に 基づき丁寧な説明を行い説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する 場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等(被災者救援・地域対策部)

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮(保健医療・社会基盤対策部)

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について (平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部 畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

なお、当該措置の実施に関しては、措置を実施するものの安全の確保に十分配慮するとともに、 可能な範囲で関係機関等との連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

ア 危険動物等の逸走対策

- ① 市は、武力攻撃事態等において、危険動物が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- ② 市は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に被害が及んだ場合には、迅速な救援活動を行うものとする。

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ① 市は、武力攻撃事態等において、所有者用が行う要避難地域において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- ② 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、 所有者等が要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の飼育又は保管を避難 場所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助 言等必要な措置を実施する。

(11) 通行禁止措置の周知(社会基盤対策部)

市は自ら管理する道路について、交通規制や通行禁止措置等を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(12) 県に対する要請等 (総合統括・被災者救援・社会基盤対策部)

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、 必要な支援の要請を行う。その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要 な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等(物資支援部)

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに 応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地 方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置(総合統括・被災者救援部)

市は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰

させるため必要な措置を講じる。

(15) 自衛隊基地周辺における措置 (総合統括部)

市内に所在する自衛隊施設の周辺地域における住民の避難措置、避難経路及び手段の確保に当たって、市は、県を通じて国に必要な調整を要請する。

第3 武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類

1 武力攻撃事態等に応じた避難形態の分類

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕、さらには武力攻撃 災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、市域内の避難施設への避難、そして県内外への 広域的な避難など、多様な避難形態が考えられるため、これらを分類することにより、それぞれに応 じた避難実施要領のパターンを作成するものとする。

(1) 武力攻撃事態に応じた避難の態様

ア 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等	
弾道ミサイル攻撃の場合	・警報と同時に屋内避難	
	・被害内容が判明後、他の安全な地域へ避難	
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	・要避難地域からの迅速な避難	
	・移動の安全が確保されない場合は、屋内避難	
着上陸侵攻の場合	・広域的避難	
航空攻撃の場合	・警報と同時に屋内避難	
	・被害内容が判明後、他の安全な地域へ避難	

イ 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻	・風向き二次感染	・事態に応じ、市
撃	の防止等を考慮	域内の避難又は
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対	し、危険地域から	県内避難
する攻撃	の避難(退避)	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻		
撃		
破壊の手段として交通機関用いた攻撃		

(2) 避難の形態と避難方法

ア 屋内避難:自宅又は近傍の施設への避難

(ア) 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等の地下施設など

(4) 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難

その後、事態の推移、被害内容等によっては、市域内、県内及び県外避難に掲げる方法により、他の安全な地域へ避難

イ 市域内避難:市域内の避難施設への避難

(7) 避難場所

市域内の避難施設

(4) 避難方法

原則、徒歩とする。徒歩による避難が困難な高齢者等の要支援者の避難には、借り上げ車 両(バス等)及び公用車を補完的に使用

- ウ 県内避難:他の市町村への避難
- (ア) 避難場所

市域内の避難施設から、知事が指定する県内の他の市町村の避難施設

- (4) 避難方法
 - ① 市域内の避難施設(集合場所)までの避難は、市域内避難と同様
 - ② 市域内の避難施設から知事が指定する県内の他の市町村の避難施設までは、借り上げ車両(バス、鉄道及び船舶等)及び公用車(以下「借り上げ車両等」という。)
- エ 県外避難: 県外の市町村への避難
 - (ア) 避難場所

市域内施設から県外の避難施設

- (4) 避難方法
 - ① 市域内施設(集合場所)までは、市域内避難と同様
 - ② 市域内施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等

2 避難実施要領のパターン分類

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくのは、避難実施要領の記載内容や 作成の手順について、事前に習熟しておくためである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できることを目的としている。

このため平素から、避難の指示を行う県、避難実施要領を作成した場合に意見を聴取することとなる関係機関等との意見交換を行いつつ、総合統括部を中心として、各対策部の協力を得ながら自

らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

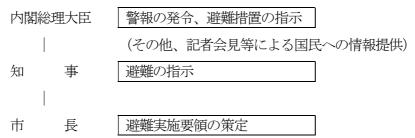
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき は、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンク リート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下道等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、 その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令
- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市(町村)に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による 避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本 である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定 等を行う必要が生じるが、その際にも、事後に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行 して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部 及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させ ることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域 については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後適当な避難先に 移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

なお、避難の態様に応じて、避難実施要領を次の二つのパターンに分けて整理しておく必要 がある。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「避難場所までの移動」~「避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危機回避のための行動を取るとともに、県警察、 消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移 動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には住民や滞在者の自主的な避 難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問
- エ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要となる施設等に応じて次の三つのパターンについて、避難実施要領を作成する必要がある。
 - 都市部における化学剤を用いた攻撃の場合

題意識を持ってもらうことが必要である。

- 原子力発電所への攻撃の場合の対応
- 石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救 援

1 救援の実施(各対策部)

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に 著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

なお、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等(総合統括部)

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携(総合統括部)

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携(保健医療部)

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はそ

の応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め(物資支援部)

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第4章第2の3 (13)「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容(各対策部)

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。 また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等に、収容施設を 提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住安定を図るため、知事が指定する 避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

【収容施設の供与に関し留意すべき事項】

- ① 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置 可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ② 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ③ 避難所におけるプライバシー確保への配慮
- ④ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ⑤ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ⑥ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握)

- (7) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (8) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品は、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じている状況において、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等による食品の提供を行う。

飲料水は、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、または飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し必要な飲料水を提供する。

生活必需品等は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は 損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった住民等に対して、生活必需品を給与又は貸与 する。

【食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項】

- ① 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ② 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ③ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ④ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにも関わらず医療又は分娩 の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

その医療の提供に当たっては、県の医療機関による医療活動を行うほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害との因果関係や経済的能力の如何を問うものでない。

【医療の提供及び助産に関し留意すべき事項】

- (1) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- ③ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ④ 避難住民等の心身の健康状態の把握
- ⑤ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ⑥ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (7) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

⑧ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にあるもの又は生死不明の状態に ある者を捜索し、又は救出する。

この場合、防災航空隊の活用など県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

【被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項】

- ① 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の 関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【埋葬及び火葬に関し留意すべき事項】

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- ③ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ④ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)参考」)
- (5) 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ⑥ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する 法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定め る同法第5条及び第14条の特例)

カ 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の電信設備を設置する。

【電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項】

- (1) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ② 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ③ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ④ 聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、武力攻撃災害のため住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

【武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項】

- ① 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
- ② 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ③ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ④ 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒(含む、盲学校、ろう学校及び養護学校の児童又は生徒)及び高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具及び体操着やカバン等の通学用品を支給する。

【学用品の給与に関し留意すべき事項】

- ① 児童生徒の被災状況の収集
- ② 不足する学用品の把握
- ③ 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索や遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行う。

【死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項】

- ① 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報の確認

- ③ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ④ 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存(原則既存の建物)及び検 案等の措置)
- ⑤ 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支 障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対して、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

【日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項】

- ① 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ② 障害物の除去の施工者との調整
- ③ 障害物の除去の実施期間
- ④ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

(4) 避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給

市は、他の県及び市町村から避難住民を受け入れたときは、避難住民の救援のため、その備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行う。

なお、国民保護法に基づく安否情報事務の実施に当たっては、消防庁の「武力攻撃事態等における 安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用することを原則とする。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集 (総合統括・地域対策・被災者救援部)

市は、消防機関が救急救助活動において把握する安否情報を収集するほか、避難所において安否情報の収集を行うとともに、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

なお、安否情報のうち、避難住民及び負傷住民については、安否情報省令第1条に規定する安 否情報収集様式第1号(資料編P98参照)により死亡住民については同様式第2号(資料編P99 参照)により収集を行うものとする。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請(地域対策部)

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理(被災者救援部)

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、 その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告(総合統括部)

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告様式第3号(資料編P97)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、安否情報システムにより県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答(被災者救援部)

(1) 安否情報の照会の受付

ア市は、安否情報の照会窓口について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する安否情報照会様式第4号(資料編P98参照)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書様式第5号(資料編P99参照)により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連 絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを 職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安 否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力(被災者救援部)

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃 災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要がある ため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と協力して、市域内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員等の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じるなど、職員に危険が及ばないよう十分な配慮を行うものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報(総合統括・消防対策部)

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの 武力攻撃災害の兆候を発見した者(以下「発見者」という。)は、遅滞なく市長又は消防吏員、警察 官若しくは海上保安官(以下「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。

市長は、発見者又は通報を受けた消防吏員等から、武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けたときは、県警察等の協力を得ながら、当該兆候について事実関係の確認を行い、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示(総合統括部)

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、退避の指示をする場合において、集団で退避させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示する。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 退避の指示について

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策 本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市は、被害発生の現場から の情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行うものとし、必要があ ると認めるときは、その退避先を指示することができる。

イ 屋内退避の指示について

市は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、 外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (4) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、 屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えら れるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等(総合統括・地域対策・消防対策部)

- ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送 事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
- イ 市は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に、広報車や立看板等、 退避している住民が十分了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を知事 に通知を行う。
- ウ 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、 退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な 活動について調整を行う。この場合、知事からの通知を受けた場合を除き、知事に退避の指示 をした旨の通知を行う。

(3) 安全の確保等 (総合統括・被災者救援・地域対策・消防対策部)

- ア 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、職員の活動時の安全確保に十分配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は、必要に応 じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるととも に、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方 法等の確認を行う。
- ウ 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を 交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定(総合統括・消防対策部)

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、 関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は 身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等(総合統括・被災者救援・社会基盤対策・消防対策部)

ア 市は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、 住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限 し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対処でき るよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- エ 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保(総合統括・被災者救援・社会基盤対策・消防対策部)

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動す

3 応急公用負担等(総合統括・社会基盤対策・消防対策部)

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への 対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。な お、これらの措置は、他人の財産に重大な制限を加えるものであるため、その目的達成に必要な 最小限の範囲において行使するよう留意する。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収 用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

(3) 応急公用負担の手続等

ア 市は、(2)のアの措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他権限 を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係 る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、市の事務 所に必要事項を掲示するものとする。

イ 市は、(2)のイの工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視人をつけて滅失又は破損等がないように管理する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を売却し、売却代金を保管する。

4 消防に関する措置等(総合統括部・被災者救援・消防対策部)

(1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の 法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意し つつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃 災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有す る装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、 国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとと もに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に 現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との 連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び 予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収

集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局 及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長又は消防局長は、現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握(総合統括部)

市は、市対策本部を設置した場合、県対策本部が収集する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の情報のうち、市内に所在する当該施設の情報について共有する。

(2) 消防機関による支援(消防対策部)

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保(各対策部)

市長は、市が管理する施設等(特に水道施設)について、当該施設の管理者としての立場から、 安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は必要に応じ、県警察、海上保安 部、その他の行政機関に対し支援を求めるものとする。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

|2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除(災害廃棄物対策・消防対策部)

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策 本部で所要の調整を行う。なお、市長が命ずることができる危険物質等の対象及び措置について は、以下のとおり。

ア対象

(ア) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若し

くは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送 取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

(イ) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物 劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り 扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取 り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場 合)

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防 法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法 第103条第3項第2号)
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止(総合統括・災害廃棄物対策・消防対策部)

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。このため、大分市は、大分県石油コンビナート等防災本部(本部長は県知事)が定める大分県石油コンビナート等防災計画に基づき、その構成機関としての業務を実施する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県内には、原子力事業所はないが、国の対策本部長からの応急対策に係る公示に備え、市は、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講じるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃による原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処(各対策部)

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等

ア 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生または拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

イ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局に連絡をする とともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

ア 市は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実 施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、市長の判断により、地域の住民に 対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) モニタリング

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(風水害等対策編(原子力災害対策計画)等)に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画(風水害等対策編(原子力 災害対策計画))に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5) 要員の安全の確保

市は、県を通じて武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に十分配慮する。

(6) 健康相談及び医療救護活動

市は、必要に応じて、住民の心身の健康保持のため、避難所等における健康相談や医療救護活動を県と連携して実施する。

また、県が一時移転の指示が出された区域から避難する住民に対して、体表面汚染の検査及び簡易除染を行う場合、要請があれば協力するものとする。

(7) 飲食物の摂取制限等

市は、県が汚染拡大防止のために、飲食物の出荷制限、摂取制限を行う場合、要請があれば協力するものとする。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施(消防対策部)

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施(総合統括部)

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携(総合統括・災害廃棄物対策・保健医療・消防対策部)

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、検疫所、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(他の機関により既に設置されている場合には、職員を派遣し)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応 (総合統括・被災者救援・災害廃棄物対策・保健医療・消防対策部)

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に 留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携のうえ、消防局においては患者の移送を、保健所において は消毒等の措置を行うものとし、措置に当たる要員の安全確保のためワクチン接種を行うなど、 所要の防護措置を講じるものとする。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症 するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには すでに被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に かんがみ、特に留意が必要である。

このため、総合統括部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健医療部と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限(災害廃棄物対策・上下水道対策・消防対策・社会基盤対策部)

ア 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止・給水の制限又は禁
		1E
3号	死体	・移動の制限・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
6号	場所	・交通の制限・交通の遮断

イ 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲
	げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

ウ 知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機(以下「土地等」という。) に立ち入らせる。

また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保(各対策部)

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告 (総合統括・消防対策部)

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集 及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所 又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について 収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を被災情報報告様式(資料編P103参照)により報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報 についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・ 災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

3 情報の提供(総合統括・消防対策部)

市は、住民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、 広報担当者により正確かつ積極的に情報提供に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

(1) 保健衛生対策(保健医療部)

市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特 段の配慮を行う。

(2) 防疫対策(保健医療・災害廃棄物対策部)

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策(保健医療部)

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策(保健医療・上下水道対策部)

- ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の 衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し て情報提供を実施する。
- イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると 予想される場合については、県等に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策(保健医療部)

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理(災害廃棄物対策部)

(1) 廃棄物処理の特例

- ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する 法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める 特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができ る。
- イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない

廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限 を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示 するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・ 資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または 不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、住民生活の安定が重要であることから、市が行う国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定(物資支援部)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育(児童・生徒対策部)

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等(各対策部)

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。なお、これらの措置によって生ずる財政収入の不足については、国民保護法第170条に基づく地方債をもって充てることができる。

(3) 避難住民等の雇用対策(各対策部)

市は、厚生労働省が行う避難住民等に対する雇用対策等に関して、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 貸付資金、設備復旧資金等(各対策部)

市は、必要に応じて、避難住民等の生活安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとなる。なお、支援策が講じられた場合は広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

(5) 市有財産等の無償貸し付け(各対策部)

市は、国民保護のための措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(6) 生活再建資金の融資等(被災者救援部)

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建を するに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被害状況に応じ た制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、 当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給(上下水道対策部)

市は、水道事業者として自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるとともに、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止を行うなど、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理(社会基盤対策部)

市は自ら管理する道路及び港湾等について、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書) において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務 又は協力 (以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使 用される場所若しくは車両、船舶、航空機等 (以下この章において「場所等」」という。)を識別 するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。 ※特殊標章及び身分証明書の様式(資料編P106参照)

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア市長

- ① 市の職員(消防局長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ消防局長

- ① 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- ③ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ウ 水防管理者
 - ① 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ② 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



第4編 復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な 修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項につ いて、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じ総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

(4) 体制及び資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

2 公共的施設の応急の復旧(各対策部)

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等(総合統括部)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の 法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向 けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害 の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧(各対策部)

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法(総合統括部)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原 則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担 金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管(各対策部)

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

(3) 応援に関する支弁

市は、国民保護の実施について、知事又は他の市町村長から応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、当該応援に要した費用を支弁する。また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援を実施する県又は他の市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償(総合統括・社会基盤対策部)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害賠償(総合統括・被災者救援部)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん(総合統括部)

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、 国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

4 起債の特例(総合統括部)

市は、国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で、総務省令で定めるものに通常要する費用で、市の負担に属するものの財源とするため、国民保護法第170条の規定による起債をもって充てることができる。

第5編 緊急対処事態における対処

第5編 緊急対処事態における対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2 (P15参照) に 掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の 事態が想定されるため、大分市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急 対処事態における対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対 処に準じて行うものとする。

なお、大分市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、別途条例で定める。

※大分市国民保護対策本部及び大分市緊急対処事態対策本部条例(資料編P113参照)

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

_	99	- (
_	.97	, -

資 料 編

関係機関名

◆県関係

				名		称							担	当	課			
											危	i	幾	管	理	E	室	
											(危	機	管	理	班)	
											(情	報	通	信	班)	
											 防	災	対	策	企	画	課	**************************************
大	分	県	生	活	環	境	部	防	災	局	(防	災	対	策	班)	
											 (防	災	企	画	班)	
											(防	災	推	進	室)	
											消	Ī	防	保	岁	₹	室	
											(但	R	安	Į	妊)	80010000000000000000000000000000000000
											(ŶΊ	肖	防	Į	班)	
大	分	,	県	中		部	振		興	局	総			務			班	
大		分	土		木		事	務	Š	所	企	Ī	画	調	查	Ē	課	
県 (防 県	央		飛	航	行	空 場		隊)								
大市	分 民	県	ボ 活	動		ン セ	テン	イ	ア タ	·								

◆警 察

		名	称					担当	課		
県	警		奈	本	部	警	備	第	=	課	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	=	3	লং	4	山	通	信	司	令	室	
県 (警 大	分 分	抗 空	空 港	隊)						
大	分	中	夬 警	察	署	数		備		課	
大	分	東	警	察	署	数		備		課	
大	分	南	警	察	署	警		備		課	

◆自衛隊

		名 称				担 当 課	
自大	分 地	衛 方 協	力 本	隊 部	総	務	課
九大	州 分	補 弾 薬	給 支	処 処	総	務	班
陸別	上 府	自 駐	衛 屯	隊地	41 連	隊 第	3 科
陸湯	上 布	自 院 駐	衛 屯	隊地			
陸 玖	上珠	自 駐	衛屯	隊地			
海佐	上 伯 基	自 地	衛 造	隊 隊			

◆地方行政機関等

		名	币	尔					担	当 課			
							*	ŧ				務	
大	分	地	方	気	象	台	匍	Į.	測	于	,	報	
							5	5				災	
大	分	海	上	保	安	部	卷音	斧 (i	前	救	難	課	
九	州	地		整	備	局	ì	(道 新		関 理 第	係) 課	
大	分	河 川	国	道	事 務	所	畵	(河 周 3	川 <u></u> 奎	関 第	係 一) 課	
(大	分	出	張	所)	(河	Л	関	係)	
(大	分 維	持	出	長 所)		(道	路	関	係)	
(大	野川	I H	弘 張	所)	(河	Л	関	係)	
九		州	運	ŧ	输	局	彩	※ 務	企	画	部	門	
大	分	運		輸	支	局	ű	€ 航	•	船舶	自 部	門	
九	州農	政	司 大	分	県 拠	点	坩	也 方	参	事	官	室	
九大		州 財	財 務	事	务 務	局所	×	Š.		務		課	
大		分	労	ſ	動	局	彩	※ 務	部	総	務	課	
九大	州 分	森森	林林	管管	理理	局署	×	※ 務	グ	ル	_	プ	

◆公共機関

		名	称						担	当	課			
日 大	本 分	赤	十 県	支	字	社 部	事	業	Š	推		進	課	
九 大		旅 分		鉄 支	道	(株) 社	総	矜	Ş	企		画	課	
西(株)	日大		電分	信 支	電	話 店	設災	害	対	備	策	担	部当	
九大	州 分		電電	力 事	業	(株) 所	配	電	統 招	i :	グ ハ	V —	プ	
大	分		瓦	斯		(株)	施			設			課	
大	分	,	営	業		所	営			業			課	
大	分		バ	ス		(株)	総			務			課	
大	分	3	交	通		(株)	管	理	部		庶	務	課	
日 大	本	· 分	通	運 支		(株) 店	総	發	Ş	衛		生	課	
大	分	中 ;	央	郵	便	局	総 (災	害	務時	優	先	課	
独立	行政法人国	国立病院	機構大	分医	療セン	ター	事	務	部		管	理	課	
西日	本高速道	路㈱九	州支社	大高速	道路事	務所	工 (災	務 害	時	担 優	先	当)	
公大	益 分	社 県	団 看	護	法 協	人会								

◆運輸関係

			名	,	称							担	当	課			
株フ	工	IJ	式	さ	h	会ふ	Ġ	わ	社 あ								
九大	州		山 分	通	運	株支	式	会	社 店	営			業			課	
大	分	交	ì	通	株	式		会	社	自	動	車	部	乗	合	課	
大	分	バ	;	ス	株	式		会	社	総			務			課	
公大	· 分	益 県	社 ト	ラ	団 ジ	,	法 ク	協	人会								
国株	道	九	式	Щ	フ	ェ 会		IJ	一 社	業			務			部	

◆報道関係

			名 移	ĸ				担	旦 当 部	署	
N	Н	K	大 分	力	女 送	告 局	放	送音	ß (報 道)
(株)	大	分	放		送	(0BS)	報	道	局 幸	报 道	部
(株)	テ	V	Ľ	大	分	(TOS)	報		道		部
(株)	工	フ	工	Д	大	分	情	報	報	道	部
大	分	朝	B 放	送	(株)	(OAB)	報	道	制	作	局
J:COM ケ		ブル	大 テ	レ	= .	分 ム (株)					
大ネ	分 ツ		ケ ワ ー	ー ク	ブ (株)	ル (OCN)					
東	大	分	シ ス	ラ	F 1	(株)					

◆医師会

		名	称			担 当 部 署
						事 務 局
						アルメイダ病院
						大 分 中 村 病 院
_	般	社	₹	法	人	今 村 病 院
大	分	社 市	医	師	人会	大 分 共 立 病 院
						市 ヶ 谷 整 形 外 科
						大 分 整 形 外 科
						近 藤 整 形 外 科
						事 務 局
						明 野 中 央 病 院
社大	分	団 郡	法 医	師	人 会	大 分 岡 病 院
						天心堂へつぎ病院
						大 分 三 愛 メディカルセンター
社大			法		人会	事 務 局
大	分	東	医	師	会	大 分 医 療 セ ン タ ー

◆民間応援協定

		名	移	5						担	当	部署			
大	分!	県 医	菓 品	卸	業	協	会	(株)	ア		ス	テ	ム		内
大	分	県 医	療	機	器	協	会	(株)	ア		ス	テ	ム		内
生コ	活	協 プ	お	司お	組し	. `	合 た	総			務				部
(株)		٢		キ			ハ	本 保 岁		店 (ト ³	//-	方災せ	務 z ン		部 ·)
(株)	ト キ	ハイ	ン	ダス	٦.	IJ	_	総			務				課
(株)		サ	ン		IJ		ブ	本		社		総			務
イイ	オ オ ン 高			九 ン ク	州	ンタ	(株)	人		事	総		務		課
大大	分	県 対	註 設	支	JH/	協	会部	大	分	県	建	設	会	館	内

◆中核市

▲ .1.//× 111				
	役 員	市		担当課
会	長		市	
副	슾	長	市	防災・危機管理担当課
幹	事		市	四八 /占城自社产与味
副	幹	事	市	

◆九州市長会

	名	称		担 当 課
那	異	er F	市	総 務 部 防 災 危 機 管 理 課
福	Į	1	市	市 民 局 防 災 危 管 理 部 防 災 · 危 機 管 理 課
北	九	州	市	た 機 管 理 室 危 機 管 理 課
佐	掌		市	総 務 部 消 防 防 災 課
長	Дá	र्ष	市	防 災 危 機 管 理 室
熊	**	Z.	市	政 策 局 危 機 管 理 防 災 総 室
宮	ДG	रू ग	市	総務部危機管理局 危機管理 課
鹿	児	島	市	た 機 管 理 局 危 機 管 理 課

◆県下市町村応援協定先

		名 称					担	当	課			
別		府		市	防	災	危	機	管	理	課	
中		津		市	防	災	危	機	管	理	課	
日		田		市	防	災	• ;	危機	管	理	室	
佐		伯		市	防	災	危	機	管	理	課	
臼		杵		市	防	災	危	機	管	理	室	
津	久		見	市	総			務			課	
竹		田		市	総			務			課	
豊	後	高	囲	市	総			務			課	
杵		築		市	危	ħ	幾	管	理	E	課	
宇		佐		市	危	ħ	幾	管	理	E	課	
由 本		布 庁		市 舎	防	Ş	Ķ	安	至	<u> </u>	課	
豊	後	大	野	市	総			務			課	
玉		東		市	総			務			課	

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避難住民・負傷住民)

	記入日時(年	月	日	時	分)
① 氏 名						
② フ リ ガ ナ						
③ 出生の年月日		年	月	日		
④ 男 女 の 別		男		女		
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)						
⑥ 国 籍	日本	その	他 ()	
⑦ その他の個人を識別するための情報						
⑧ 負傷(疾病)の該当	:	負傷		非該	当	
⑨ 負傷又は疾病の状況						
⑩ 現在の居所						
⑪ 連絡先その他必要情報						
② 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下る い。		回答を	を希望し	しない		
⑤ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定でが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	+	回答を	を希望し	しない		
④ ①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうな。		同	意する			
○で囲んで下さい。		同	意しな	: ()		
※ 備 考						

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護 に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の 照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護(物資、医療の提供等)や避難残 留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソ コンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

	記入日時(年	月	目	時	分)
① 氏 名						
② フ リ ガ ナ						
③ 出生の年月日	年	月	日			
④ 男 女 の 別	男		女			
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)						
⑥ 国 籍	日本	その他	. ()	
⑦ その他個人を識別するための情報						
⑧ 死亡の日時、場所及び状況						
⑨ 遺体が安置されている場所						
⑩ 連絡先その他必要情報						
① ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対する回答することへの同意		意する 意しな	۷١			
※ 備 老						

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知 人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先		
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安	否	情	報	報	告	書

報告日時:	年	月	日	時	分	
市町村名:				担当者氏	名:	

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾 病)の該当	9負傷又は 疾病の状況	⑪現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	①親族・同居者 への回答の希望	③知人への 回答の希望	④親族・同居者・知人 以外の者への回答又 は公表の同意	備考
		_	_		_		_							
				_	_									

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ①~⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の 条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

(都	務大臣 道府県知事) 原 長村長)				, -	請 者 住所(居所) 氏 名	年	月	E .
	記の者について、 に基づき、安否f				との保護	のための措置に	関する法律第	§ 9 5 条第	第1項の
(○を	をする理由 付けて下さい。 理由を記入願いる		2	被照会者の親族被照会者の知力 その他				である。)	ため。
備	考								
L	氏	名							
被照会	フリガ	ナ							
者をは	出生の年	月日							
特定す	男女の	別							
るため	住	所							
被照会者を特定するために必要な事項	国 (日本国籍を有し 限る。)	籍 ない者に		日本		その他()	
事 項	その他個人を調 ための情報	識別する							
*	申請者の確認								
*	備考								

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

	殿		年	月	Ħ
			総務大臣 (都道府県知事) (市町村長))	
	年 月 日付けで照会があった	と安否情報について、	下記のとおり回答します。)	
避難住	民に該当するか否かの別				
	撃災害により死亡し又は負傷した住 当するか否かの別				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
会	住 所				
者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別する ための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害(第 報)

年 月 日 時 分 大 分 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所

(北緯 度、東経 度)

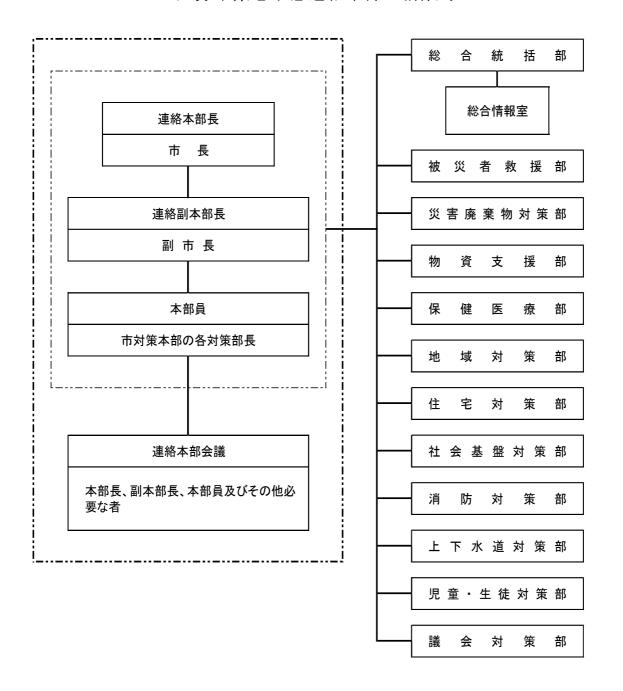
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

	,	人的	被智	Ė	住家	その他	
 市町村名	死者	行方	負債	傷 者	全壊	半壊	
111-1115	外心自	不明	重傷	軽傷	土坂	十塚	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

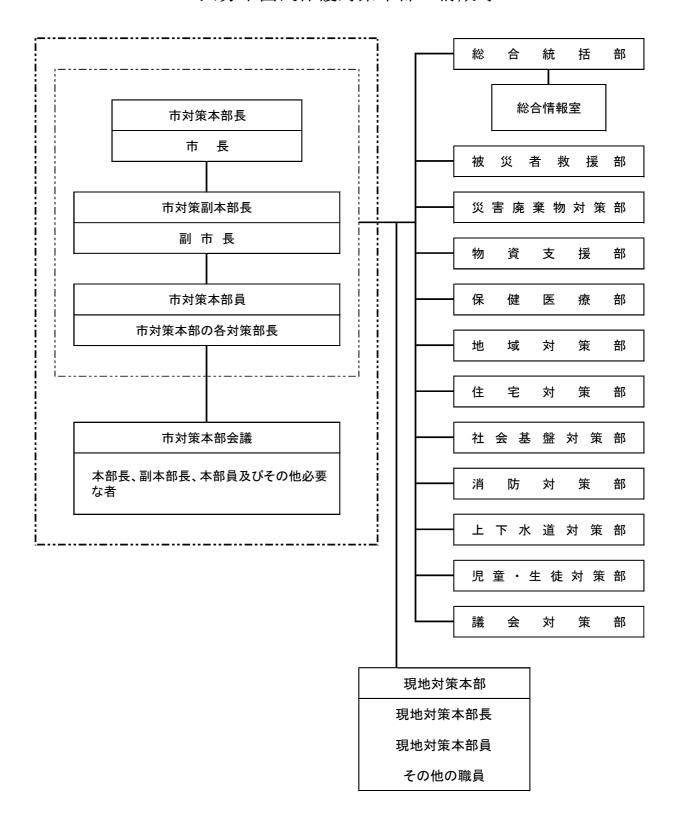
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び 死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

大分市緊急事態連絡本部の構成等



大分市国民保護対策本部の構成等



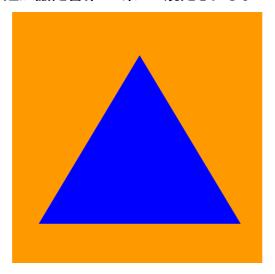
各対策部の名称及び事務分掌

対策部名	事務分掌
総合統括部	・国民保護措置の実施に必要な組織及び体制等の整備並びに職員の
	動員配備に関すること
	・国民保護措置に係る予算に関すること
	・情報の収集伝達及び記録整理に関すること
	・警報等の伝達に関すること
	・国民保護措置についての訓練及び研修に関すること
	・避難実施要領の策定に関すること
	・自衛隊の派遣要請に関すること
	・武力攻撃事態等における住民がとるべき行動等及び国民保護措置
	に関する住民への啓発に関すること
	・国民の権利利益の救済に係る手続き等に関すること
	・武力攻撃災害への対処及び国民保護措置の実施に従事する職員等
	への安全確保に関すること
	・武力攻撃事態等及び国民保護措置実施に関する住民への情報提供
	に関すること
	・警報等及び避難指示の伝達に関すること
	・外国人に対する支援に関すること
	・安否情報の整理及び県への報告に関すること
	・特殊標章等の交付に関すること
	・避難住民の復帰のための措置に関すること
	・他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関 すること
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関するこ
	との個本水の力争事物に所る国民の水暖のための相直に関すること
地域対策部	・武力攻撃事態等における自主防災組織等への支援に関すること
	・安否情報の収集、提供に関すること
	・住民への協力要請に関すること
	・警報等及び避難指示の伝達に関すること
	・住民の避難誘導に関すること
	・避難所等における避難住民の安全確保等に関すること
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関するこ
	と

対策部名	事務分掌				
被災者救援部	・武力攻撃事態等におけるボランティア団体等への支援に関すること				
	・国民の権利利益の救済に係る手続き等に関すること				
	・安否情報の収集に関すること				
	・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の支援に関すること				
	・救援の実施に関すること				
	・救援物資の受入に関すること				
	・義援金及び義援物資の受入及び配分に関すること				
	・避難所等における避難住民の安全確保等に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
保健医療部	・医薬品等の調達に関すること				
	・危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関すること				
	・NBC攻撃等による汚染の防止に関すること				
	・危険動物等の逸走対策及び家庭動物等の保護に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
社会基盤対策	・通行禁止措置の周知に関すること				
部	・国民の権利利益の救済に係る手続き等に関すること				
	・飼育されていた動物の保護に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること				
消防対策部	・他の消防機関との相互応援に伴う連絡調整に関すること				
	・国民保護措置についての訓練に関すること				
	・警報等及び避難指示の伝達に関すること				
	・住民の避難誘導に関すること				
	・危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
災害廃棄物対	・本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
策部	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること				
児童・生徒対	・被災児童生徒等に対する教育の実施に関すること				
策部	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				
物資支援部	・避難住民や緊急物資の輸送に関すること				
	・生活物資等の備蓄及び調達に関すること				
	・救援物資及び義援物資の輸送に関すること				
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること				

対策部名	事務分掌			
住宅対策部	・国民の権利利益の救済に係る手続き等に関すること			
	・避難住民等に係る市税の徴収猶予及び減免等に関すること			
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関する			
	こと			
	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること			
議会対策部	・本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること			
	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること			
上下水道対策部	・上下水道施設の安全確保に関すること			
	・飲料水の安全確保及び安定供給に関すること			
	・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関す			
	ること			
	・他の対策部が行う国民保護措置の応援協力に関すること			

〇特殊標章(第一追加議定書第66条3に規定されるオレンジ色地に青の正三角形)



○国民保護法第158条第1項の身分証明書の様式

表面



裏面							
身長/Height	眼の色 /Eyes		頭髪の色/Hair				
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type							
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER							
印章/Stamp		所抄 /Signa	寺者の署名 ture of holder				

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

大分市国民保護協議会条例

碱 18 年 3 月 28 日 大分市条例第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、大分市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、55人以内とする。
- 2 法第40条第6項の規定に基づき協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(幹事)

- 第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関等の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第6条 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分市国民保護協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市国民保護協議会条例(平成18年大分市条例第4号。以下「協議会条例」 という。)第7条に基づき、大分市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な 事項を定めるものとする。

(会議の公開)

- 第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)の公開は、大分市審議会等の会議の公開に関する規程(平成22年大分市告示第197号。以下「公開規程」という。)に基づき行うものとする。
- 2 会議は、原則公開するものとする。ただし、公開規程第3条第1号又は第2号に該当する会議については、この限りでない。
- 3 公開された会議中において、非公開と考えられる議題の審議を要する状況が生じたときは、会長 は、非公開の決定を行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の傍聴に係る手続きその他会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の作成)

- 第3条 協議会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2) 出席委員の氏名
 - (3)会議に付した案件
 - (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他参考事項
- 2 会議録には、出席した委員のうち会長の指名する2名が署名しなければならない。

(幹事会)

- 第4条 協議会に、幹事会を置き、協議会で審議する事項及びその関連する事項についての調査研究 及び調整に関する事務を処理する。
- 2 幹事会は、協議会条例第5条第2項により市長が任命した者で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、大分市総務部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、幹事長がその議長となる。

(異動等の報告)

第5条 法第40条第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の委員並びに幹事に異動が あるときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部防災局防災危機管理課において行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

附則

この要領は、平成22年9月9日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

大分市国民保護対策本部及び大分市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日大分市条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大分市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び大分市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 大分市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、対策 本部の所属職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策 本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、大分市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。